

## 県文連特別個人会員の会規約

（名称）

第1条 本会は県文連特別個人会員の会（以下「この会」という。）という。

（目的）

第2条 この会は、福岡県文化団体連合会（以下「県文連」という。）の特別個人会員で構成する。

（事業）

第3条 この会は、会員相互の親睦を図りつつ、県文連の活性化に寄与し、もって地域文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

（役員等）

第4条 この会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 2名

（役員を選出）

第5条 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

（役員等の職務）

第6条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたるときは、その職務を代行する。

（役員等の任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（特別顧問）

第8条 この会の運営に関して必要な助言を求めため、特別顧問を任命することができる。

（事務局）

第9条 事務局は福岡県文化団体連合会内（福岡市博多区吉塚本町13—50・吉塚合同庁舎5階）に置く。

- 2 事務局には事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局長には福岡県文化団体連合会の事務局長を充てる。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第10条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成22年5月19日から施行する。